

## 生駒市条例第 2 1 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「部の」を削り、同条中「室及び部（以下これらを「部」という。）」を「部」に、「市長公室」を「経営企画部」に、「総務部」を「総務部  
財務部

」に、「市民部」を「福祉部」に、「福祉健康部」を「子育て健康部」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、部に属さない課としてデジタルイノベーション推進課を置く。

第 2 条市長公室の項中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同号の次に次の 2 号を加え、同項を同条経営企画部の項とする。

(4) 広報に関すること。

(5) 広聴及び陳情に関すること。

第 2 条総務部の項中第 3 号から第 9 号までを削り、第 1 0 号を第 3 号とし、第 1 1 号を第 4 号とし、第 1 2 号を第 5 号とし、同項第 1 3 号中「部」の次に「及びデジタルイノベーション推進課」を加え、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 5 号の次に次の 8 号を加える。

(6) 情報システムの運用管理に関すること。

(7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

- (8) 総合防災に関する事。
- (9) 消費生活その他の市民生活に関する事。
- (10) 交通安全に関する事。
- (11) 市民相談に関する事。
- (12) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。
- (13) 人権施策に関する事。

第2条総務部の項の次に次の1項を加える。

#### 財務部

- (1) 予算その他の財務に関する事。
- (2) 契約及び工事の検査に関する事。
- (3) 市税の賦課及び徴収に関する事。

第2条地域活力創生部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 環境の保全に関する事。
- (4) 環境衛生に関する事。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

第2条市民部の項を削り、同条福祉健康部の項中第6号から第8号までを削り、同項を同条福祉部の項とし、同項の次に次の1項を加える。

#### 子育て健康部

- (1) 健康及び保健衛生に関する事。
- (2) 母子保健に関する事。
- (3) 子育て支援に関する事。
- (4) 地域医療連携及び病院事業に関する事。
- (5) 国民健康保険に関する事。

第2条建設部の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の1

号を加える。

(4) 公園及び緑地等に関すること。

第2条都市整備部の項中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項に次の5号を加える。

(5) 関西文化学術研究都市建設の推進に関すること。

(6) リニア中央新幹線に関すること。

(7) 住宅その他施設の建築及び保全に関すること。

(8) 開発指導に関すること。

(9) 建築指導に関すること。

第2条に次の1項を加える。

2 デジタルイノベーション推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) スマートシティ及びデジタル化の推進に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。